

別 紙

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和47年5月27日付け47農政第2552号）の一部を次のとおり改正する。

1. 3の(1)のア中「1カ所」を「2カ所」に改める。
2. 5の(3)のウ中「および那覇植物防疫事務所那覇空港出張所」を「門司植物防疫所福岡支所板付出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所」に改める。
3. 8の(2)の「伊丹」の次に「板付」を加える。